

宇治市公共建築物等における
木材の利用促進に関する基本方針

宇 治 市

平成28年3月

目 次

はじめに

第1 公共建築物等における木材利用促進の意義

- 1 木材利用促進の意義
- 2 公共建築物等における木材利用促進の効果

第2 宇治市が整備する公共建築物等における木材利用促進の方針

- 1 木材利用促進を図る公共建築物
 - (1) 対象
 - (2) 木造化を推進する範囲
- 2 土木工事
- 3 備品・消耗品等
- 4 京都府産木材の定義

第3 宇治市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化
- 2 土木工事
- 3 備品・消耗品

はじめに

本市は、京都盆地の東南部に位置し、京都市や大津市などと接する位置にあります。また、東部に豊かな自然環境が残された山麓丘陵地が広がり、西部は巨椋池干拓田に連なる平坦地となっています。

本市の総面積は6,754haであり、そのうち森林面積は3,365haと市域の約50%を占めています。その森林面積の18%を占めるスギやヒノキによる人工林は、伐採の適齢期や施業のあり方等が、長伐期施業に移行しているところから、引き続き除間伐を積極的に行う必要があります。また、森林面積の大部分を占める自然林は、アカマツや落葉樹などの雑木自然林であり、その多くは放置されている状況にあります。人工林の森林整備や林業の振興に向け、様々な取組を実施してきましたが、最近の林業を取り巻く情勢は、木材需要の低迷、林業経営費の上昇、労働者の高齢化等に起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加しています。

今後、水源涵養機能や山地災害防止機能・土壌保全機能、保健・レクリエーション機能、地球温暖化防止のための二酸化炭素の削減など、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるために、植林、下刈り、間伐などの保全管理を行うとともに、伐採された木材を建築物の構造材や内装材、更に家具や備品などに利用推進することで、森林の育成から木材の利用までを産業として機能させる必要があります。

宇治市では、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」第9条第1項の規定に基づき、京都府が定める「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針（平成23年3月）」に即し、宇治市が整備する公共建築物等において京都府内から産出される木材を中心とした木材利用を促進するために「宇治市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」を策定するものです。

第1 公共建築物等における木材利用促進の意義

1 木材利用促進の意義

現在、宇治市の森林面積は市全体の約50%を占めています。かつて、林業は地域住民の燃料や農業資材の調達など生活の一部として一体的に営まれてきましたが、昭和30年代の燃料革命による薪炭林の衰退や昭和40年代の高度経済成長期の木材輸入の完全自由化に端を発する国産木材の価格低迷等で、林業収益は悪化し、林業労働者も減少し、社会環境が大きく変化しました。

その結果、地域住民と森林の関係が薄れ、森林の放置や荒廃が進行することにより、森林の有する多面的な機能の発揮が困難な状況となっています。

このような状況の中、京都府内から産出される木材を中心とした木材利用を促進することにより、間伐等の適正な森林整備を進めて健全な森林を育成し、木材サイクルを確立して林業を発展させることにより、水源涵養機能や山地災害防止機能・土壌保全機能、保健・レクリエーション機能など、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることが大切です。

2 公共建築物等における木材利用促進の効果

公共建築物は、多くの市民が利用する施設であり、木と触れ合い木の良さを実感する機会を広く提供することが可能です。

宇治市が率先して、多くの市民が利用する公共建築物を木造化または木質化するだけでなく、あらゆる場面で木材を使用することで、木材利用の拡大という直接的な効果はもとより、木材の良さを多くの市民にPRし、住宅等の一般建築物における木材利用の促進といった波及効果も期待できます。

第2 宇治市が整備する公共建築物等における木材利用促進の基本事項

1 木材の利用促進を図る公共建築物

(1) 対象

庁舎のほか、教育施設、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、市営住宅などの公共建築物を対象にします。

(2) 木造化を推進する範囲

公共の建築物の整備においては、以下に掲げる法令等により木造化が困難な①から③の場合を除き、可能な限り「木造」とします。

① 防火地域及び準防火地域において、建築基準法等の規定により木造化が困難な場合。

- ② 建築物に求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、構造計画やコスト面での木造化が困難な場合。
- ③ 災害時の活動拠点室等を有する災害緊急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等、文化財の収蔵・展示施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な場合。

2 土木工事

宇治市が実施する土木工事または外構工事における各種資材及び仮設資材を対象とします。

3 備品・消耗品等

宇治市が保有する施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品を対象とします。

4 京都府産木材の定義

ウッドマイレージCO₂認証木材として証明された京都府産木材、もしくは、宇治市内から産出されたことが明らかな木材

※ ウッドマイレージCO₂認証木材

「京都府産木材認証制度」により、京都府産木材であることや輸送時に排出される二酸化炭素の削減量が証明された木材

第3 宇治市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化・内装木質化

宇治市が整備する以下の施設は、可能な限り木造化及び内装の木質化を促進します。

- ① 学校施設
- ② 社会福祉施設
- ③ 医療施設
- ④ スポーツ施設
- ⑤ 社会教育施設
- ⑥ 文化・観光施設
- ⑦ 住宅施設
- ⑧ 公園施設

- ⑨ 庁舎
- ⑩ その他①から⑨に類する施設

2 土木工事

宇治市が実施する下記施設の整備については、土木工事または外構工事での各種資材及び仮設資材などで、可能な限り木材・木製品の使用を促進します。

- ① 道路施設（林道・作業道などを含む）
- ② 公園施設
- ③ 河川施設
- ④ 外構施設
- ⑤ その他①から④に類する施設

3 備品・消耗品等

宇治市が保有する施設における机、椅子、書架などの調度品や、文具などの消耗品については、可能な限り木材を使用した製品の使用を促進します。